

江田島市空家等対策計画（案）に係る意見募集の結果について

■実施結果の概要

（１）実施時期

令和３年８月２３日（月）から令和３年９月２２日（水）まで

（２）周知方法

- ・市ホームページへの掲載
- ・資料の閲覧，貸し出し（都市整備課，本庁１階窓口，市民センター（江田島・能美・沖美）及び三高支所）等

（３）提出方法

直接提出，郵送，ＦＡＸ又は電子メール

（４）意見募集の結果

意見提出者数 ２人

提出方法 直接提出 １件

電子メール １件

ご意見の概要と市の考え方

【条例の名称】

No	ご意見の概要	江田島市の考え方
1	条例名称は、条例の主旨がわかる様にしたいと思います。 例えば「空家・土地等の危険対応（対策）条例」	<ul style="list-style-type: none">・本市としても、条例名称は分かりやすいものである必要があると考えています。・本条例案の基本理念は、第3条に規定のとおり①空家等が有用な資源で適切な管理及び活用が必要であることを踏まえ、②所有者等・市民等及び市が連携・協力して対策に取り組むことで、快適な環境づくりに繋げていこうとするものです。・第7条に規定の緊急安全措置のような危険な空き家への対応のみならず、平素から所有者等・市民等及び市が連携し、空き家の発生予防や適切な管理・活用等に取り組むための条例であることから、この名称としております。

【条例の用語】

No	ご意見の概要	江田島市の考え方
2	「空家等の所有者等」の「空家等」，「所有者等」のそれぞれの用語の説明を示していただきたい。	<ul style="list-style-type: none">・本条例案の用語は，空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）の例によることとしております。・「空家等」については，「建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地(立木その他の土地に定着する物を含む。)をいう。ただし，国又は地方公共団体が所有し，又は管理するものを除く。」と法第 2 条に規定されております。・「所有者等」については，「空家等の所有者又は管理者」と法第 3 条に規定されております。

【条例に基づく施策】

No	ご意見の概要	江田島市の考え方
3	<p>条例に基づく施策の段階に関することであるが、空家の活用を所有者任せとするだけでなく、まちづくり協議会や周辺の住民で適切な利用に任せれば、所有者の固定資産税や都市計画税を減免するなどの新しい施策の検討もしていただきたい。（広島市に先進事例あり。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本条例案の基本理念は、第3条に規定のとおり所有者等・市民等及び市が連携・協力して対策に取り組むことです。 ・本市としても、これまで空き家バンクや補助制度の充実等により、活用を促進して参りました。 ・地域における活動拠点として空家等が活用されることも推進しており、この場合には国の補助制度等の活用が可能です（ex. 高田交流プラザ）。 ・ご意見や他市町の先進事例等も参考にしながら施策の充実に努めて参りたいと考えております。

貴重なご意見誠にありがとうございました。ご意見を考慮し、事業実施に努めてまいります。